

## 安全データシート (SDS)

作成・改訂： 2018 年 07 月 24 日

## 1. 製品及び会社情報

|              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 化学品名称        |                            |
| 製品名          | ターピーソフトメッシュシート (WHITE)     |
| 会社名          | 萩原工業株式会社                   |
| 担当部門         | 合成樹脂事業部 ターピー部 品質強化課        |
| 住所           | 〒712-8502 岡山県倉敷市水島中通1丁目4番地 |
| 電話番号         | 086(440)0820               |
| FAX番号        | 086(440)0818               |
| 推奨用途及び使用上の制限 | 産業資材                       |

## 2. 危険有害性の要約

|          |   |
|----------|---|
| GHS分類    | 分類基準に該当しない。   |
| GHSラベル要素 | 分類基準に該当しない。   |
| 危険性      | 本製品は危険物に該当しないが、指定数量(3,000Kg)以上では「指定可燃物合成樹脂類その他のもの」に該当するため、火気注意のこと。                                |
| 成分として    | PRTR法第一種指定化学物質の「アンフェン及びその化合物」及び「有機スルホ化合物」を含有している。<br>労働安全衛生法第57条の2の通知対象物である「アンフェン及びその化合物」を含有している。 |
| 有害性      | 製品としての情報なし。   |
| 成分として    | 三酸化アンフェン：人間に対しておそらく発癌性があると考えられるが、証拠が比較的十分でない物質(第2群B)。   |
| 環境影響     | 野外に露出した場合、鳥等の動物が飲み込み窒息する可能性があるため、廃棄や露出には注意を要す。  |

## 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分 混合物  
組成及び成分情報

| 化学物質名   | 含有量 (wt%) | 化学式又は構造式                                      | 官報公示整理番号 | CAS No.   |
|---------|-----------|---|----------|-----------|
| ポリプロピレン | 90~95     | (C <sub>3</sub> H <sub>6</sub> ) <sub>x</sub> | 6-402    | 9003-07-0 |
| 臭素系難燃剤  | 3~5       | —   | 登録有      | 登録有       |
| その他     | 2~5       | —   | —        | —         |

| 化学物質管理促進法 (PRTR法) |     |              |           | 労働安全衛生法    |           |           |
|-------------------|-----|--------------|-----------|------------|-----------|-----------|
| 種別                | 号   | 指定化学物質名      | 含有量 (wt%) | CAS No.    | 通知対象物質名   | 含有量 (wt%) |
| 第一種               | 31  | アンフェン及びその化合物 | 0.3       | 1309-64-4  | 三酸化アンフェン  | 0.50~0.80 |
| 第一種               | 239 | 有機スルホ化合物     | 0.1       | 1309-64-4  | すず及びその化合物 | 0.05~0.10 |
|                   |     |              |           | 非公開        | 臭素化合物     | 0.40~0.60 |
|                   |     |              |           | 13463-67-7 | 酸化チタン     | 0.40~0.50 |

## 4. 応急措置

|           |   |
|-----------|---|
| 吸入した場合    | 製品形状がシート状であり、通常使用の場合は該当しないが、加工により粉砕等を行った場合は以下の処置を行う。<br>空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休憩させること。<br>気分が悪い場合は、医師の診断、手当を受けること。 |
| 皮膚に付着した場合 | 皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断、手当を受けること。<br>皮膚を速やかに洗浄すること。<br>気分が悪い場合は、医師の診断、手当を受けること。<br>水と石けんで洗うこと。                     |

|         |   |
|---------|---|
| 眼に入った場合 | 気分が悪い場合は、医師の診断、手当を受けること。<br>水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 |
| 飲み込んだ場合 | 眼に刺激が持続する場合、医師の診断、手当を受けること。<br>気分が悪い場合は、医師の診断、手当を受けること。<br>口をすすぐこと。                     |

## 5. 火災時の措置

|             |   |
|-------------|---|
| 消火剤         | 水、粉末消化剤、泡消化剤、二酸化炭素、砂等   |
| 使ってはならない消化剤 | 棒状注水  |
| 特有の危険有害     | 火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。<br>熱、火花及び火炎で発火するおそれがある。   |
| 特有の消化方法     | 火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。<br>初期の火災には水（霧状水）、粉末消化器などを用いる。<br>大規模火災の蔡には、泡消化剤などを用いて空気を遮断することが有効である。<br>周囲の設備などに散水して冷却する。 |
| 消化を行う者の保護   | 移動可能な製品は速やかに安全な場所に移す。<br>一酸化炭素及び二酸化炭素や黒煙等が発生するので、防火服等に加え防毒マスクを着用することが望ましい。<br>風上から消化する。                               |

## 6. 漏出時の措置

|          |  |
|----------|--|
| 人体に対する注意 | 作業者は適切な保護具（『8. 暴露防止及び保護処置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。<br>溶融物が付着した場合は、大量の水で冷却し、医師の診断を受けること。<br>外観に変化が見られたり、痛みや刺激が続く場合は直ちに医師の診断を受けること。 |
| 環境に対する注意 | 付近の着火源と成りそうな物を速やかに取り除くこと。<br>環境中に放出してはならない。  |
| 回収       | 掃き集め空容器等に回収し、指定の廃棄物処分法にて処分する。  |

## 7. 取り扱い及び保管上の注意

|        |   |
|--------|---|
| 技術的対策  | 『8. 暴露防止及び保護処置』に記載の設備的対策を行い、保護具を着用する。           |
| 取扱上の注意 | 着火源に近づけない。<br>直射日光を避け換気の良い屋内で保管する。              |
| 保管上の注意 | 保管場所周辺では火気厳禁とする。<br>強酸化剤（ハロゲン、過酸化物等）の近くには保管しない。 |

## 8. 暴露防止及び保護措置

|        |   |
|--------|---|
| 管理濃度   | 設定されていない。   |
| 許容濃度   | 設定されていない。   |
| 設備対策   | 粉じん又は加熱溶融等で蒸気、ガスが発生する場合は局所排気装置を設置する。<br>装置等に静電気防止処置を行う。 |
| 呼吸用保護具 | 粉塵が発生する加工を伴う場合は防塵マスク、溶融等で蒸気、ガスが発生する場合は有機ガスマスクを着用する。     |
| 保護手袋   | 軍手の着用が好ましい。   |
| 保護眼鏡   | 粉塵、蒸気、ガス等が発生する場合は安全眼鏡を使用する。                             |
| 保護衣    | 長袖作業着が好ましい。   |

**9. 物理的及び化学的性質**

|          |                  |
|----------|------------------|
| 物理的状態    | 固体（ポリプロピレン製糸織物品） |
| 臭い       | ほとんど無臭           |
| 融点       | 130～165℃         |
| 沸点       | 製品としての情報なし       |
| 引火点      | 製品としての情報なし       |
| 爆発限界     | 製品としての情報なし       |
| 蒸気圧・蒸気密度 | 製品としての情報なし       |
| 揮発性      | 製品としての情報なし       |
| 比重       | 製品としての情報なし       |
| 溶解度      | 水に不溶             |
| その他溶媒    | 熱キシレン等の芳香族溶媒に可溶  |

**10. 安定性及び反応性**

|            |  |
|------------|--|
| 反応性、化学的安定性 | 通常の手扱い条件下では安定である。  |
| 危険有害反応可能性  | 通常の手扱い条件下では危険有害反応を起こさない。<br>燃焼により、一酸化炭素(CO)、NOX等の有害ガスが発生等が発生する恐れがある。 |
| 避けるべき条件    | 高温下、急激な温度変化  |

**11. 有害性情報**

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 製品の有害情報               | 製品としての情報なし  |
| 急性毒性                  | 製品としての情報なし  |
| 皮膚腐食性・刺激性             | 製品としての情報なし  |
| 目に対する重篤な損傷<br>または眼刺激性 | 製品としての情報なし  |
| 呼吸器感作性・皮膚感作性          | 製品としての情報なし  |
| 生殖細胞変異原性              | 製品としての情報なし  |
| 発がん性                  | ポリプロピレンとして<br>IARCの発がん性区分でグループ3に分類されている。<br>三酸化アンチモンとして<br>グループ2B(IARC)第2群B(日本産業衛生学会) |
| 生殖毒性                  | 製品としての情報なし  |
| 特定標的臓器・全身毒性<br>(単回暴露) | 製品としての情報なし  |
| 特定標的臓器・全身毒性<br>(反復暴露) | 製品としての情報なし  |
| 吸引性呼吸器有害性             | 製品としての情報なし  |

**12. 環境影響情報**

|           |   |
|-----------|---|
| 製品の環境影響情報 | 製品としての情報なし  |
| 生態毒性      | 製品としての情報なし<br>但し、海洋生物や鳥類が摂取することを防止するために、海洋や水域での<br>投棄、放出はしない。 |
| 残留性・分解性   | 製品としての情報なし<br>ポリプロピレンは環境中で長期間分解しない。                           |
| 生体蓄積性     | 製品としての情報なし  |
| 土壌中の移動性   | 製品としての情報なし  |
| 水圏層有害性    | 製品としての情報なし  |

**13. 廃棄上の注意**

|       |   |
|-------|---|
| 残余廃棄物 | 成分に三酸化アンチモンが含まれているので、知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託する。<br>焼却処分をしない。 |
|-------|---|

|          |  |
|----------|--|
| 汚染容器及び包装 | 容器は洗浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。<br>空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。 |
|----------|--|

#### 14. 輸送上の注意

##### 国際規制

国連番号 該当しない

海洋汚染物質 該当しない

MARPOL73/78付属書ⅡおよびIBCコードによりばら積み輸送海洋汚染物質

該当しない

航空規制情報 該当しない

##### 国内規制

海上規制情報 該当しない

航空規制情報 該当しない

陸上規制情報 消防法における指定可燃物に該当するので、同法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

緊急時応急処置指針番号

なし

その他

水濡れ、異物混入及び荷崩れ防止措置を行う。  
包装を傷付けたり、破袋させるような乱暴な取扱いは厳禁。

#### 15. 適用法令

成分として

三酸化アンチモン

毒物及び劇物取締法（政令・劇物）

労働安全衛生法第18条の2

化学物質管理促進法施行第1条（第1種指定化学物質）

水質汚濁法（指定物質）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（産業廃棄物）

化学物質管理促進法（P R T R）

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）

消防法

指定可燃物（合成樹脂類3,000kg）

毒物及び劇物取締法

該当しない

#### 16. その他情報

参考文献

JIS Z 7253:2012「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」

JIS Z 7252:2014「GHSに基づく化学物質等の分類方法」

GHS Ver. 4（UN）2011. 7

独立行政法人 製品評価技術機構のGHS分類

化審法データベース（J-CHECK）

原材料メーカーの安全データシート（SDS）

その他

本SDSは、JIS Z 7253:2012に準拠し、作成時における入手可能な製品情報、有害性情報に基づいて作成していますが、必ずしも十分でない可能性がありますので、取扱にはご注意ください。

本SDSの記載内容については、新しい知見等がある場合には必要に応じて変更して下さい。

また、注意事項等は通常の手扱を対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には用途・条件に適した安全策を実施の上、お取り扱い願います。